令和元年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開(崔日時	及	び 場	所	令和元年6月26日(水)14:15~15:30
					法務省共用会議室4 (大臣官房施設課旧入札室)
委				員	角 田 茂 (大学参事)※委員長
					只 木 誠 (大学教授)
					遠 藤 和 義 (大学教授)
審	議対	象	期	間	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで
抽	出	茅	Ŕ	件	総件数 130件 (備考)
工	一 角	殳	競	争	7 5 件
	標準	指:	名 競	争	1 件
事	随意	急	契	約	4 6 件
	簡易公募型	型プロ:	ポーザル	方式	0 件
業	一 角	殳	競	争	3 件
	簡易生	☆ 募	型競	争	0 件
務	標準	指:	名 競	争	0 件
	随意	Ê	契	約	5 件
					意見・質問回答
	からの頽				別紙のとおり
					具申又は勧告 回 答
					参考見積書の徴取について 検討する のルール化

	意見・質問	回 答
1	工事の発注状況について	
	意見・質問なし	
2	業務の発注状況について	
	意見・質問なし	
3	応札者が一者であった契約について	
	意見・質問なし	
4	指名停止の運用状況について	
	ここ最近,少なくなっているが,運	運用方法の変更はない。
F	用方法の変更があったのか。	
5	工事抽出案件について	
((1) 平成29年度京都刑務所受変電設	
	備更新等工事(第2期)	
	落札率が非常に高くなった理由に	3 者から見積書を徴取していた。
	ついて,特定の業者から見積書を徴	くの項目について, 3者を比較した
	収していて, その見積書を基に予定	で, 最低金額を採用していた。また,
	価格が組まれていたことが原因なの	一部は公表単価を採用し、予定価格を
	か。	積算していた。
		落札者以外の見積りも入っていた。
	ことだが、それは全て落札者のもの	今回の工事では、キュービクル本体
	か。	の金額が一番高かったが、キュービグ
		ル部分については、落札業者の見積値
		格が採用されている。
	予定価格を作成するに当たって	そのとおりである。
	は、共通仮設費などは、直接工事費	
	の比率で積算されているのか。	
	マファロ 〒 (1只 光 C A V C V で 3 V Z M ⁻ o	
	直接工事費は、どの業者の見積書	│ │ 特定の1者の見積りの金額のみが扌
	が採用されているのか。	用されている訳ではない。
		7.7. 2.1.2 3 HV 2.100 00 0
	入札に参加を希望した他の2者か	 入札に参加を希望した2者とは別の

競争者がもう一者でもあれば、少 していた3者のうち、2者が辞退しる。 ている。

定価格に非常に近接している。

予定価格の積算において, 見積書 るのか。

3者とも紙入札か。

紙入札の申請に際して,何らかの 理由を記載させるべきではないか。

辞退した者の辞退理由は確認した のか。

(2) 平成30年度広島刑務所尾道支所

応札者は,他の業者の有無について しでも低い価格で入札しなければな 事前に知り得ない。粛々と予定価格を らないというプレッシャーが生じた 積算し、入札・開札を実施したら、こ かも知れないが、入札に参加を希望|のような結果になったと認識してい

なお,入札の全体的な傾向として, 予定価格が事前に公表されるもの|落札率は、高めになりつつあるようで でもないにも関わらず、落札額が予しあり、そういう傾向も落札率が近接し た要因と考えられる。

案件にもよるが,本省で積算する場 の平均の価格を採用したり、最低の|合は、各項目の最低額を採用していく 価格を採用したりする方法があるということはない。また、見積りの平 が、一般的には最低の価格を採用す 均額を採用することもしていない。各 るように指導や要領が定められてい 者が提出した見積書の総額を踏まえ, 一番低い総額を提示した者の見積書の 各項目を基準として査定をするのが通 例である。

> いずれにしても,積算方法は決まっ たものではなく、本件は、先に説明し た手法が採用されたということであ る。

紙入札である。

申請さえすれば承認することとして おり、紙入札を希望することの理由ま では求めていない。不必要にハードル を上げることは、工事を請け負っても らえる業者が少ない現状からすると, 更に入札参加者を少なくしてしまうこ とになる。

本件の工期が短かった関係で、キュ ービクルの納期が間に合わない可能性 があるということで辞退したとのこと である。

保安収容棟改修工事

意見・質問なし

(3) 大阪医療刑務所新営準備(建築) 工事

本件は2回の入札で落札できずに 札業者の1回目の入札金額よりも高る。 い金額で入札しているのは, なぜ か。入札のルールを理解していない のか。

紙入札の業者が落札しているが, があるのか。

業務抽出案件について

(1) 平成30年度札幌刑務所札幌刑務 支所職業訓練棟等改修工事実施設計 業務

予定価格の算定資料にある参考見 か。

本件では、参考見積書を徴取する 必要があったのか。

参考見積書を取る場合と取らない 場合というのは, 内規等で具体的に 決まっているのか。

まれに、1回目の最低額の入札金額 不落随契に移行した案件であるが、 よりも高い金額を2回目で入札し、入 1回目の入札における2番札の業者|札辞退の意思表示をする業者がある が、2回目の入札において、最終落|が、本件もそのような案件と思われ

特別にメリットがあるわけではない 紙入札の場合, どのようなメリットが, 紙入札の業者は, 入札に立ち会う 場合が多いことから, 落札後に, その まま発注者側と契約手続等に係る打合 せを実施することが可能である。

本件は改修設計業務であり、単純な 積書は、どのような位置付けの資料|新営工事と異なる業務内容のため、予 定価格を作成する際に, 見積書を徴収 したものと思われる。

> 設計事務所によって人工の見積りに 幅があるため、どれくらいの人工が必 要となるかを見極めるために参考見積 書を徴取したものと思われる。

明確な規定はない。

業務内容によって相違するが,本省 発注の場合、業務内容が複雑ではな く,人工の算定が容易な場合は,徴取 していない。

今後の課題として,参考見積書を 徴取する場合と徴取しない場合とを ルール化しておいたほうがいいので はないか。

検討させていただく。

(2) 平成30年度宮城刑務所北収容棟 等実施設計業務

随意契約以外ではできない案件だ ったのか。

関しては,ルールがあるのか。

元の契約(当初設計業務)に基づい て実施する業務であることに加えて, 行政庁等との継続的な調整業務なども あるため,随意契約以外では困難と判 断したものである。

変更契約にするのか、本件のよう 元の契約が履行中であれば変更契約 に随意契約にするのか、という点に になるが、本件は、元の契約自体は既 に完了していることから、改めて契約 したものである。